

## 長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針（令和4年8月17日策定）に基づき、パートナーシップである二者がその自由な意思により行う宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的少数者であるものをいう。
- (2) 性的少数者 性的指向が異性愛のみでない者、性自認が戸籍上の性と異なる者その他性のあり方が少数である者をいう。
- (3) 宣誓 二者が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 市内への転入をする前に、宣誓の制度に係る都市間の連携に関する協定（以下「連携協定」という。）を本市と締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第6第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二者が、市長に対し、当該交付を受けた事実を申し出ることをいう。

### (宣誓又は申告の要件)

第3 次に掲げる要件の全てに該当する二者は、宣誓又は申告をすることができる。

- (1) 二者の双方が成年に達していること。
- (2) 二者のいずれか一方又は双方が、市内に住所を有し、又は第4第1項の規定により宣誓をしようとする日（以下「宣誓日」という。）若しくは第5第1項の規定により申告をしようとする日（以下「申告日」という。）から30日以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 二者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がないこと。
- (4) 共に宣誓又は申告をしようとする相手以外の者との間にパートナーシップに相当する関係がないこと。
- (5) 二者が民法（明治29年法律第89号）第734条又は735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養子縁組をしている場合を除く。

### (宣誓の方法)

第4 宣誓をしようとする二者（以下「宣誓希望者」という。）は、市の職員の面前において長野市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及び長野市パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に必要な事項をそれぞれ自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合

において、宣誓希望者のいずれか一方又は双方が宣誓書及び確認書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、市の職員及び宣誓希望者の立会いの下で、当該宣誓希望者以外の者にこれを代筆させることができる。

- (1) 宣誓希望者（宣誓日から30日以内に市内への転入を予定している者を除く。）に係る住民票の写し
  - (2) 宣誓希望者に係る戸籍抄本、独身証明書その他の配偶者がいないことを確認することができる書類
  - (3) 宣誓日において宣誓希望者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が宣誓日から30日以内に市内への転入を予定している場合にあつては、その事実を確認することができる書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 宣誓希望者は、性別の違和その他特別の理由があると市長が認める場合には、日常生活において通称（戸籍上の氏名に代えて社会生活上日常的に使用している氏名をいう。以下同じ。）を使用していることを確認することができる書類を市長に提示することにより、宣誓書及び確認書に通称を使用することができる。
- 3 市長は、宣誓希望者が本人であることを確認するため、個人番号カード、旅券、在留カード、運転免許証、資格証明書その他の官公署が発行し、かつ、本人の顔写真が貼付された証明書であつて、市長が適当と認めるものの提示を求めるものとする。
- 4 宣誓書及び確認書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

（申告の方法）

第5 申告をしようとする二者（以下「申告希望者」という。）のいずれか一方又は双方は、長野市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第2号の2。以下「申告書」という。）及び長野市パートナーシップの宣誓継続に関する確認書（様式第2号の3。以下「宣誓継続に関する確認書」という。）に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申告希望者のいずれか一方又は双方が申告書及び宣誓継続に関する確認書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、当該申告希望者以外の者にこれを代筆させることができる。

- (1) 市内への転入をする前に連携協定締結都市において交付を受けた受領証等類似書類の写し
  - (2) 申告希望者（申告日から30日以内に市内への転入を予定している者を除く。）に係る住民票の写し
  - (3) 申告日において申告希望者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が申告日から30日以内に市内への転入を予定している場合にあつては、その事実を確認することができる書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 第4第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申告の方法について準用する。この場合において、第4第2項及び第3項中「宣誓希望者」とあるのは「申告希望者」と、第4第2項中「提示する」とあるのは「提示し、又は提出する」と、

「宣誓書及び確認書」とあるのは「申告書及び宣誓継続に関する確認書」と、第4第3項中「提示」とあるのは「提示又は提出」と読み替えるものとする。

- 3 申告書及び宣誓継続に関する確認書の提出は、市長が別に定める方法により行うものとする。

(受領証等の交付等)

第6 市長は、第4第1項の規定による宣誓書及び確認書の提出があった場合において、宣誓希望者が第3に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、当該宣誓希望者が宣誓をしたことを証するため、当該宣誓希望者に対し、長野市パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及び長野市パートナーシップ宣誓書受領カード(様式第4号。以下「受領カード」という。)(以下「受領証等」という。)を交付するものとする。

- 2 第4第2項の規定により宣誓希望者が通称を使用したときは、受領証等に通称及び戸籍上の氏名を記載するものとする。

- 3 前2項の規定は、第5第1項の規定による申告書及び宣誓継続に関する確認書の提出があった場合について準用する。この場合において、第1項中「第4第1項の規定による宣誓書及び確認書」とあるのは「第5第1項の規定による申告書及び宣誓継続に関する確認書」と、「宣誓希望者」とあるのは「申告希望者」と、「宣誓を」とあるのは「申告を」と、前項中「第4第2項の規定により宣誓希望者」とあるのは「第5第2項において読み替えて準用する第4第2項の規定により申告希望者」と読み替えるものとする。

- 4 市長は、前項において読み替えて準用する第1項の規定により申告希望者に受領証等を交付したときは、当該申告希望者が宣誓をしたものとみなし、当該受領証等を交付した事実その他連携協定で定める事項について、当該申告希望者が市内への転入をする前の住所の属する連携協定締結都市に通知する。

(市内への転入)

第7 第6第1項の規定にかかわらず、宣誓日において宣誓希望者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が宣誓日から30日以内に市内への転入を予定している場合にあつては、当該宣誓希望者に対し、長野市パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票(様式第5号。以下「受付票」という。)を交付し、当該宣誓希望者のいずれか一方又は双方が市内への転入をしたことを証する住民票の写しの提出があった後に、当該受付票と引換えに受領証等を交付するものとする。

- 2 前項の規定による住民票の写しの提出は、転入予定日(宣誓希望者が確認書に記入する市内への転入の予定日をいう。以下同じ。)(宣誓希望者の双方が市内への転入をする場合で、転入予定日が異なるときは、いずれか早い日とする。)から14日以内に行わなければならない。ただし、当該期間までに当該提出を行うことができない特別の事情があると認められる場合は、市長が別に指定する日までとする。

- 3 前2項の規定は、申告希望者が市内への転入を予定している場合について準用する。この場合において、第1項中「第6第1項」とあるのは「第6第3項において読み替えて準用する第6第1項」と、「宣誓日」とあるのは「申告日」と、同項及び前項中「宣誓希望者」とあるのは「申告希望者」と、同項中「前項」とあるのは

「次項において読み替えて準用する前項」と、「確認書」とあるのは「宣誓継続に関する確認書」と読み替えるものとする。

(受領証等の再交付)

第8 第6第1項(第6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7第1項(第7第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証等の紛失、毀損、汚損等があったときは、長野市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に既に交付を受けている受領証等を添えなければならない。

2 第4第3項の規定は、前項の規定による受領証等の再交付の手続について準用する。

(変更届)

第9 宣誓者は、氏名、通称、住所等に変更があったときは、長野市パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第7号。以下「変更届」という。)により市長に届け出なければならない。この場合において、氏名又は通称を変更するときは、変更届に変更前の受領証等を添えなければならない。

2 第4第3項の規定は、前項の規定による変更の手続について準用する。

3 市長は、第1項の規定により氏名又は通称の変更に係る届出があったときは、変更届の内容を確認し、当該宣誓者に対し、変更後の受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還等)

第10 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長野市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8号。以下「返還届」という。)により市長に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。

(1) 宣誓者のいずれか一方又は双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。

(3) 宣誓者のいずれか一方が死亡したとき。

(4) 宣誓者のいずれか一方又は双方が第3第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき(宣誓者同士が婚姻をしたときを除く。)

2 前項の場合において、紛失その他の理由により受領証等の返還が困難であると市長が認めるときは、受領証等の返還を要しないものとする。

3 第4第3項の規定は、第1項の規定による返還の手続について準用する。

4 宣誓者が連携協定締結都市への転出をした場合において、当該連携協定締結都市から受領証等類似書類を交付した事実その他連携協定で定める事項について通知があったときは、第1項の規定による返還届の届出及び受領証等の返還がされたものとみなす。

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宣誓者に対し、受領

証等の返還を求めるものとする。

- (1) 宣誓者が、受領証等を不正に利用し、変造し、又は第三者に譲渡したとき。
- (2) 宣誓書若しくは確認書又は申告書若しくは宣誓継続に関する確認書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受領証等の返還が必要であると市長が認めるとき。

2 宣誓者は、前項の規定により受領証等の返還を求められたときは、遅滞なく当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(準用)

第12 第8、第10及び第11の規定は、受付票について準用する。

(交付番号の公表)

第13 市長は、第10又は第11の規定により受領証等が返還された場合その他特に必要と認める場合は、受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することがある。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年長野市告示第606号）

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和4年長野市告示第682号）

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。